

令和2年度

第3回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和2年度第3回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和2年12月21日（月）

場所 さいたま共済会館 602会議室

出席者（12名）（敬称略）

須賀 敬史	木下 高志	本木 茂
青木 徹	田部井 勇二	菊地 伸
土屋 功一	山崎 芙美夫	重川 純子
村田 俊彦	大野 夏美	小寺 智子

欠席者（1名）（敬称略）

増井 千恵子

事務局 大久保 学事課長
中崎 学事課副課長
小野 幼稚園担当主幹
半田 幼稚園担当主査
田部井 幼稚園担当主事

1 開 会

定足数を確認し、10時00分審議会を開会した。

2 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、田部井勇二委員、重川純子委員を指名した。

3 審議事項

(1) 審議結果

審 議 事 項	審議会意見	議決結果
令和2年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について （園児納付金抑制加算に関するもの）	承 認※	賛11 否1

※ 激変緩和のための経過措置を設けることとした上で承認

(2) 審議内容

別添「審議記録書」のとおり

4 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、10時46分閉会を宣言した。

令和2年12月21日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 田部井 勇二

委 員 重川 純子

【審議記録書】

○司会 お待たせいたしました。

本日はお忙しいところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の中崎でございます。

よろしくお願いいたします。

1 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから令和2年度第3回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

2 会長挨拶

○司会 初めに、会長から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○村田会長 改めまして、皆さんおはようございます。本日は、年末の何かとお忙しい中、御参加を賜りましてありがとうございます。

前回の9月の審議会におきましては、幼稚園の運営費補助金の園児納付金抑制加算につきまして、保留となっております。委員の御意見を踏まえまして、事務局において改めて整理をして、変更案を用意いただいておりますので、本日は、この件に関しまして審議を行いたいと思います。

議事の公正・中立な運営を心がけてまいりたいと思いますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきまして、条例第6条第1項に基づき、会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 議事録署名委員の選出

○村田会長 それでは、議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定によりまして、議事録署名委員を指名したいと存じます。田部井勇二委員、重川純子委員、以上お二方に署名委員をお願いしたいと存じます。

続きまして、会議の公開について、お諮りしたいと思います。条例第7条におきまして「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○村田会長 はい、ありがとうございます。

次に、傍聴者について、事務局からお願いします。

○事務局 本日は傍聴者はいらっしゃいません。

4 諮問事項（1件）

令和2年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について

（園児納付金抑制加算に関するもの）

○村田会長 それでは、早速審議に入りたいと思います。変更案につきまして事務局の説明をお願いします。

○事務局 幼稚園担当の小野と申します。私から、第2回審議会からの変更案について説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

お手元の資料、右上の方に資料という2文字があるA4・1枚の資料がございます。そちらの資料、令和2年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針のうち園児納付金抑制加算に関するもの（第2回審議会からの変更案）を御覧いただければと思います。第2回審議会の案から、2点、変更させていただきました。

1点目は、園児納付金年額の算定方法というところでございます。園児納付金抑制加算の加算単価の判定に用いる園児納付金年額につきましては、4歳児で入園する場合の初年度に納付する額としてきました。第2回の審議会におきまして、9割以上の園児は3歳児で入園しているという御指摘をいただきましたので、4歳児の入園の初年度に納付する金額、それによる加算単価というのは実態に合っていない、実態は3歳児で入園している、補助金の算定は4歳児で見ているというところで、実態に合っていないという趣旨の御指摘をいただきました。

そこで、変更案を作成させていただきました。園児納付金額については、3歳児で入園し5歳児まで通園する3年間の納付する総額、その1年当たりの額ということにさせていただきました。この方法は、高等学校の運営費補助金配分、これに準じた方法でもございます。このいわゆる3年保育ですね、3年保育の1人当たりの額の県の平均額は、算出させていただきましたところ、357,000円、これが平均額でしたので、各幼稚園の園児納付金額がですね、この平均額357,000円より抑えられていれば、その額以下であれば、加算配分を行うということにさせていただきました。

お手元資料の真ん中辺に表が2つほどございますけれども、この園児納付金年額に応じた、単価の基準表でございますけれども、これは園児納付金を、3歳児入園で、3年間通園した場合の1年当たりの納付金額の平均をとっておりますことから、第2回の審議会の案に比べまして、右側の案に比べまして、幼稚園全体の園児納付金の差は小さくなっていると。というところでございまして、平均からのばらつきも狭い範囲に収まっております。このため、この変更案の基準表ではですね、一区分少ない、右側の第2回審議会ではAからKまで分かれておりまして、今、御説明させていた

だいた左側の変更案ではAからJまで、10区分とさせていただきました。この変更案により、9割以上の園児が3歳児で入園しているという実態に合った加算配分を行うことができるというふうに考えております。

大きな変更の2点目はですね、給与比較の方法についてでございます。加算対象となる幼稚園については、園の平均給与月額が県平均額以上である場合、もしくは教員の給料表上の本俸が県平均額以上である場合、どちらかに該当すれば、単価の3割を上乗せするというようにしてまいりました。前回の審議会では、多くの幼稚園では、調整手当とか、研究手当と呼ばれております、教員に一律に給付される手当というものがございます。本俸だけではなくて、そういったものを含めて、給与水準にするということにさせていただきました。もう一つ、給与比較については、前回、お示したのは、教員の1年目、3年目、5年目、10年目と、そういう給与水準のうち、3つ以上の年次において県平均額以上であれば、上乗せするというようにしてまいりました。これをですね、若年層に手厚い給与体系とすることを誘導するためにですね、最後の10年次というところ、7年次に変更させていただきたいというふうに考えております。これで1年目、3年目、5年目、7年目、4つのポイントのうち3つ以上のポイントを年次において、県平均より上回っていれば、単価を3割上乗せさせていただくということにさせていただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○村田会長 はい、ありがとうございます。今、前回からの変更点につきまして、事務局から説明いただいたわけでございますけれども、私の方からちょっと2点だけ確認をさせていただきたいと思っております。今回の変更によりまして補助額がですね、結構影響が出るんじゃないかと思うんですけども、その影響のある幼稚園の数と、あと、最も影響が大きい幼稚園というのは、どのくらいの影響額になるのか、その2点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

○事務局 はい。お答えいたします。

まずは、影響がある幼稚園の数でございますけれども、前回の審議会でも、課題として御指摘いただきました、4歳児の入園料を3歳児の入園料よりも低額に抑えるといった幼稚園のうち、今回の変更案で補助額に影響のある幼稚園は32園ございます。もう一つ、その中で、最も影響額が大きい、その金額についてでございますけれども、今回の変更、この制度的な見直しによって、その影響を最も受ける幼稚園のその額でございますけれども、それは720万円でございます。その720万円という金額になっている幼稚園が、実は2園ございます。ちなみにですけれども、先ほど申し上げた影響のある幼稚園の32園のうち、720万円以外の影響額の分布を申し上げますと、一番大きい720万円、700万円台が2園ございまして、次に600万円台が1園ございまして、500万円台がやはり1園、400万円台が3園となっております。300万円台以下がですね、残り25園といった分布となっております。以上でございます。

○村田会長 どうもありがとうございます。ただいまの事務局に説明いただいたように、幼稚園に

よっては大きな影響があるという説明でございます。前回の審議会におきまして、この問題を提起されたのが委員でございましたので、まずは、委員のちょっと御意見いただきたいと思います。

○委員 はい。それではちょっと意見を述べさせていただきたいと思います。

ただいま事務局より示された方法によりまして、加算単価の判定に用いられる園児納付金が正確に把握をされ、今後、運営費補助金が公平に交付されるものと思っております。本来であれば、令和2年度分から改められた判定方法を基に補助金が交付されるべきと考えておりますが、一方で、今、御説明がありましたとおり、一部の幼稚園にとっては影響が大きいことも考えられるところがあります。つきましては、交付に当たりましては、激変緩和措置を設けることを検討してはどうかと提案をさせていただきたいと思います。以上であります。

○村田会長 はい。どうもありがとうございました。

今、委員の方から激変緩和の経過措置、検討してみたらどうかというお話いただきましたけれども、事務局として、その場合にどんな対応ができるのか。ちょっと、すぐ御説明いただきたいと思いません。

○事務局 はい。御説明させていただきます。

前回、第2回の審議会でもいただきました御意見を踏まえまして、速やかに不公平な部分をですね、是正すべきという考えから、今回の変更案を検討し、御提案させていただいております。一方で先ほど申し上げましたとおり、最高額で720万円と、御説明させていただきましたけれども、個々の幼稚園によっては影響額が大きいといったところもございます。

そこで、委員から激変緩和措置というところ御提案いただきましたけれども、その激変緩和措置を実施するに当たりまして、園児納付金の値上げ部分、その影響については、対象とすることはないかなと、そういった必要はないかなと、いうふうに考えています。そもそも、なるべく保護者負担を考えて、園児納付金は低めに設定して、抑えられる部分は押さえていただきたいといったところがこの加算の趣旨ですので、幼稚園の方で値上げによってですね、単価が落ちてしまう部分は対象とする必要はないかなと考えておりますが、純粹に今回の算定方法の制度見直しに伴う影響額につきましては、県議会での議決をいただいた全体の予算との調整というものが必要になってくると考えておりますが、少なくとも2分の1程度は措置することができるんじゃないか、影響額の2分の1、720万円と申しましたけれども、少なくともその半分程度にですね、措置することができるんじゃないかというようなところを考えております。以上でございます。

○村田会長 はい。

今激変緩和措置を検討してみてもどうかという、委員の御意見、そして事務局でのお考え、説明について、幼稚園関係者の代表でございます委員の御意見を順次伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員 はい。

思ったよりなんていうのかな、減額になる園が少なかったのかなと、少ないなと思ったんですけども、激変緩和措置ということで2分の1になることは、720万が360万ということで、かなり金額的には、ダメージは少ないんじゃないかなと思います。我々幼稚園関係者は、全埼玉私立幼稚園連合会っていう団体にほとんど県内の幼稚園は属してるんですけども、その委員会、連合会の中で、経営委員会ってのあるんですけども、経営委員会で、毎年、各園の全体の会計を集約して、データとして発行しているんですけども、その中で、全体の幼稚園の収入に対しての割合、例えば、保育料収入だとか、県の補助金収入だとか、そういうパーセントで理想値ってのがあるんですけども、県の補助金の割合は、幼稚園全体の収入に対して、25%程度が理想だと言われてます。あまりそれが多くなると、県の補助金に左右されて運営しているということになるので、あまり高くても低くてもいけないという、25%が適当な理想値じゃないかなというところになってまして、この金額からいきますと、200人規模の園児の幼稚園での県からの補助金って大体5,000万円前後かなと思うんですけども、そのパーセントからいくと、県の補助金の割合が、補助金収入の割合が25%ということは、1割いかない程度の減額ということで、全体から見るとわずかな金額じゃないかなと思いますので、特にこれに関しては、問題ないんじゃないかなと思います。

○村田会長 はい、ありがとうございます。では、委員の方は。

○委員 はい。

そうですね、私の方から見ても、ちょっとこの金額っていうのはですね、年間でそれなりに計画してると思いますんで、700万とかっていうと結構大きいのかなと思うんですね。制度自体が公平になることについては賛成なんですけれども、できればですね、やっぱり半分程度見られるとかっていうことであれば、減免処置っていうか、当初はですね、見ていただければ、納得性もあるのかなと思うんですけども。そうすればですね、影響の方も大分縮小されてですね、いいのかなとは思いますが。

○村田会長 ありがとうございます。他に御意見等ありましたらお願いします。はいどうぞ。

○委員 この考え方ってすごいと思うんですけど、小中高の場合ですね、特に高校の場合といった方が良いんですけども、これ基本的には、園児の納付金の抑制策としてやっているんですよ、そうしますと、例えば、高校の場合はこういう形になっていませんよね。要するにどういうことかという、これは357,000円までは、それ以下のところは、そこまでを保障しますよ、だから、357,000円以下の学校に関しては、あげる必要がないよ、という考え方で、素晴らしいなと思います。ところが一方ではですね、小中高の場合はこうじゃなくて、そういう考え方にしていけるならば、非常にこの考え方良いんですけど、この辺のバランスどうなのかな、というのが一つありました。例えば、小中高の場合、この額よりも高いと減算されちゃうんですね。これは減算がないわけですよ。減算があるために抑制されるという考え方なんですけど、幼稚園の場合には減算がなじまないだろうというふうに理解しているんですけど、高校でもある程度の額以上は減算し

ようがないけども、ある程度の額は減算がなじまないんじゃないかな、なんて思っているのと、そういう意味ではこれは素晴らしいなと思っているのと、これが1点ですね。そういう点で小中高もこうなるといいなというのが正直なところですね。

それから2つ目。単純な疑問なんですけど、例えば、CからIまでは全部、この間隔が5千円刻みなんです。ところが、Bだけ1万円刻みになっていて、Bの312,001円という金額のところは実は一番BからIまでの間で損をしちゃうんですね。これは何か理由があるのでしょうか。要するに、Bの312,001円のところは4万円足しても352,000円にしかならないんで、357,000円にならないんですよ。ところが、CからIまでは全部357,001円以上になるようにできているんですよ。ここだけならないのは何か理由があるのでしょうか。ここだけちょっと奇異に感じたんですけども。なぜ5千円刻みにしないのか、理由があったら教えてください。

○村田会長 2点目の御質問について、よろしくお願いします。

○事務局 すみません、私の方から、委員の1点目の方につきまして、実際は委員のおっしゃったとおりで、幼稚園の納付金抑制加算と特に高校の方ですね、抑制加算の考え方が違うということで、一つは高校とそれから幼稚園の経営規模の大きさ、やっぱり委員おっしゃったように、なかなか減算というのが、非常に幼稚園にとって大きいというのもありました。そういう事情を考慮してやっていると。で、高校の方は、一方規模が大きいということと、生徒数も多いということもありまして、1校あたりですね。というのがありましてそういう形をとってますけども、今の委員の御提案につきましては、ちょっとじっくりとその影響も含めてですね、今後検討させていければと思います。以上でございます。

○村田会長 じゃあ2点目お願いします。

○事務局 すみません。2点目の、Cまで5千円刻みで、Bのところだけ1万円というところですけども、大体AからIまで、該当する幼稚園がそんなに差がないような形で、幼稚園の園児納付金ですね、レベルに合わせて幼稚園の分布を調べたところ、Iから上に上がってきてCまではですね、大体20園から30園行くか行かないかっていうぐらい、およそ20園台なんですけども、Bのですね、322,000円以下につきましては、だんだん幼稚園がですね、該当する幼稚園が、そこから少なくなっていくというかですね、ここからだんだん分布でいうと、山がこうあっておおよそ裾野が広がっていくんですけども、その部分を広く取りまして、1万円ぐらいに幅を広げると、大体20園前後の幼稚園の数になってくると。で、Aランクにおきまして、312,000円以下を全て幼稚園の数を数えていくと、大体今20園前後ということで、そんなに他のランクとですね、この該当する幼稚園の数が、そんな大きな差がつかないような形で、幼稚園の分布を見まして、納付金額のこのランクのですね、切り方というか、刻み方をですね、幼稚園の分布を見まして、刻みを、ABだけちょっと広めにとらせていただいたというところでございます。

○委員 はい。

○村田会長 はいどうぞ。

○委員 ちょっと分布によって分けるってのはちょっとよくわかんないんですけどね。公平性という観点から言うとこれ刻みって同じじゃなきゃいけないんじゃないかと。だから、これ財源的な話があるんで私何とも言えないんですけど、これAの最低金額は、私だったら、これ317,000円にします。それでBの最低金額を317,000円にします。これじゃないと不公平になると思います、その部分。ちょっとそれは意見だけなんで私が決めることじゃないんですけど、私が担当者だったら、そういう刻みにします。予算的な措置ができるならばですよ。そこでもって5千円増えちゃうことによって、どれだけの出費が、補助金の額が足りるか足りなかって問題があるので、ちょっと何とも言えないんですけどっていうふうな感じがします。要するに、簡単に言うと、312,000円から、その322,000円の間のところの園児の納付金額になってるところだけが、要するに他のところに比べて著しく不利になってるということですから、不公平感があるんじゃないでしょうか。それだけちょっと言って私の方は終わります。

○村田会長 じゃあ事務局お願いします。

○事務局 御意見をいただきまして、先ほど少し申し上げましたけれども、当初こちらで考えていた全体の予算との調整というか、そちらも考える必要がございますけれども、より公平、不公平がないような形ということで、今、委員から御提案いただきました点について、事務局の方で、この詳細な基準表をどうするかはですね、最終的にこちらの方で、他の御意見を踏まえまして検討させていただきたいと考えております。

○村田会長 はい、ありがとうございます。それは御検討いただくということでよろしいですか。

○事務局 はい。

○村田会長 他にございますか。

○委員 はい。前回からの議論を踏まえていただいて、また会長の方の御指示で、事務局さんの方で、見直しを、これだけ大胆な見直しを実施できそうだとということで、素晴らしいなというふうに思っております、ただこれを実行するかどうかってことにつきましては、まず公平になってますっていうことは、先ほど32園っていうのは、減額される園が32園あると。でもこの公平の結果、見直した結果、給付金が増えるところもあると思うんですが、それはいかがなんでしょうかねっていうことが、ちょっと確認したいです。

○村田会長 事務局の方、お願いします。

○事務局 今回の見直し変更によりまして、減る幼稚園、32園という数字を申し上げましたけれども、それが一方、増える幼稚園といったものもございます。ほとんどの幼稚園の園児が3歳児で入園していると、見ていたのが4歳児と。といったところで実態と食い違うところがございましたので、実態に合わせた算定方法によりまして、そういった変更趣旨に合うような納付金設定をしていた幼稚園については、額が増えるところもございます。

○委員 増えるのがどれくらい園があるのかなと思って、今お聞きしたんですけれども、そうしますと32園以外の、大概の園は増えるという理解でよろしいのでしょうか。

○村田会長 新制度に基づいて、増えるところも出てくるということですよ。

○事務局 増えるところも出てきます。

○村田会長 新制度に基づいて、減るところについては激変緩和で、減少額の2分の1程度は減額幅を少なくするというのが事務局案ということですよ。

○事務局 そういうことでございます。

○委員 はい。

○村田会長 はいどうぞ。

○委員 激変緩和措置が2分の1ということについては、私は2分の1だとちょっと足りないんじゃないかと思えますのは、御承知のとおり例えば差し押さえをすると、給料の差し押さえをするって言った時は、4分の1までしか差し押さえできないので、半分しか激変緩和措置ができないということになると、その規模でいかどうかということについては、先ほど委員さんから、大体25%が何かあれだっておっしゃられてましたが、それが、だからちょうど50%でいいというような御趣旨の御発言があったように、先ほど聞いたんですけれども、一応その差し押さえは4分の1までなので、4分の1程度で済ませるためには、半分の激変緩和措置ではなくて、75%程度の激変緩和措置が必要なのではないかと私は思っております。

それからですね、この激変緩和措置なんですけど、これは毎年単年度のはずなので、例えば、この新制度、変更案っていうんでしょうかね、こちらをやっていくっていう場合は、今年度だけじゃなくって、来年度以降もこれを採用していくという形になるとすると、激変緩和措置は今年だけなんですかね。それとも、来年も激変緩和措置をするかどうかについては、また来年度議論することなんですかね。ちょっと私よくわかってなくて、つまり今年は半分ぐらいまで何とかしようかと、来年もまた半分ぐらいまで何とかしようかというんだと、いつまで経ってもうちょっと本当の意味での公平な措置にならないんだけど、で、私何を申し上げたいかと言いますとですね、つまり前回、私、公平なことはもちろん重要なんだけど、予測可能性が必要ですよっていうことを申し上げて、今日の議論になっておりますね。で、計算していただいたら2園も700万台、720万もの減額になる園があるとお聞きして、それは余りにもひどいんじゃないかなと。いきなり今年議論して、720万お客様減ですと、言われたら大変ですよ。で、今日の議論ではもちろん、激変緩和措置すべきなんだということでもいいんですけれども、その激変緩和措置の幅の問題と、それから来年度以降この激変緩和措置を、それをまた来年考えます、なのか。あるいはもう今年周知徹底するから、来年はその対象園は、見直しをした上で補助金を申請してくださいっていう形で持っていくのか。それはまた来年は来年で議論してくださいという来年はまた7月ぐらいになると思いますので、それでいいのかがちょっと私もね、わかんない。この2点は、ですからむ

しろ、どうしたらいいんでしょうかねということで事務局サイドのお考えというよりは、むしろこの審議会で、その辺は大体どんな感じなんですかっていうことを、議論していただけるとありがたいと思います。以上です。

○村田会長 はいどうもありがとうございました。

今、2点御意見いただきましたけども、基本的に事務局の提案自体は激変緩和措置っていうのは、今年度のみということで、来年までそれを持っていかないということですね。あと、今は先生の方からも75%程度ってお話ありましたけども、あくまでも県議会で議決をいただいた補助金の配分基準の問題なので、その枠の中に収める時に、半分程度は可能ではないのかっていうことが事務局側の提案ということなんです。だから理想的には、もっと増やせばいいじゃないかという御意見は御意見として必要なんですけども、予算の中に収まるかどうかという検討も、事務局の方できちんとしていただくということも大切かと思うんですけども。いずれにしても、県議会の議決のある予算の中での議論という形になろうかと思えます。

その他何か事務局の方、付け加えることがあれば、あとまた委員さんの御意見もちょっとお伺いします。とりあえず事務局の方。

○事務局 今、会長からおっしゃっていただいたとおりでございますけども、やはり全体の予算の枠の中でというのは一つでございますから、今、先生がお話になった差し押さえというのと、今回のその補助というのは、若干性質が異なるものかなというふうに、私たちは考えています。

それから、2点目の今年度というのは会長からお話があったとおり、今年度限り、あくまでこの審議会というのは今年度の予算の配分を決定する審議会となりますので、今年度限りの措置というふうに考えていただきたいと思います。

○委員 はい。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 私、県議会の推薦で、この審議会に出させてもらっているんですけども、今それぞれの皆さんの御意見を頂戴して、私も予算という面におきましては、先ほど会長が言われたとおりの仕切りでやってもらいたいっていう、こういう希望はあります。内容的に今、考えるに当たりまして、それぞれ知見をお持ちの、それぞれの知見をお持ちの方がここで集まって議論をなさっております、委員も幼稚園経営者でもありますし、あと委員も幼稚園の関係から代表で来られたということで、その方々が、激変緩和が半分程度でっていう御意見を、ありましたけども、そういった御意見、知見のある方々の御意見を尊重させてもらいたいなっていう、そういうことを私、申し上げて、意見とさせていただきます。

○村田会長 はい、どうもありがとうございました。他にございますか。

○委員 はい。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 意見ではなくて、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、先ほど予測可能性というところもあったんですが、この今回変更案になったものについては、来年度については、もちろん色んな状況で見直していく可能性があると思うんですけど、とりわけ、園児納付金の金額というのは毎年見直しをしていく、何かその物価指数とか色んなものを見ながら見直していくような性質のものなんでしょうか。それともある程度何年間かは維持するような性質のものというふうに考えてよろしいでしょうか。

○事務局 申し上げます。県平均額以上であるか以下であるか、加算がつくつかつかないかになりますので県の平均額がポイントなんですけれども、その県の平均額は、毎年、こちらの方で各幼稚園に教えていただいて調査してますので、毎年毎年、更新してるというか、その年の最新の平均額のデータに基づいて、この基準表というか単価表というか、そういったものを作らせていただいています。

○村田会長 はいどうもありがとうございました。じゃあ、委員。

○委員 先ほどから単年度の審議ですということと言われるんですけども、幼稚園経営者としてはやっぱり来年度どうなるのかなってというのがすごく重要だと思うんですね。今回これだけ大きな見直しをしていて、激変緩和措置は今年度だけですと。そのことははっきりとお伝えいただいて。この算定基準は、おそらくメンバーはほとんど変わりませんので、おそらく来年度もこれでいきますと。ということを宣言していただかないと、予測可能性が、なかなか満たすのは難しいんじゃないかなっていうふうに思われました。以上です。

○村田会長 はい。よく先生の方からも意見ありましたけども、各幼稚園に周知徹底をすると。ということで予測可能性を持ってもらうということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局 今委員からお話ありましたとおり、この中身につきましては、基本的にこの枠自体はずっと続いていく形になりますので、今年度しっかり、この時期になりましたけれども、幼稚園の方には説明をいたします。それから、当然、激変緩和措置というのは、当然今年度限りですということころにつきましても、しっかり周知を図ってまいります。

○村田会長 どうもありがとうございます。

それでは、審議事項について、もし以上で御意見なければ、議決を行いたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○村田会長 事務局案を一部修正いたしまして、激変緩和のために、値上げによる減少分を除いた影響額を2分の1程度に縮減する経過措置を本年度に限り実施をすると。ただ縮減率については十分よくまた御検討いただいて、それと先ほどちょっと御意見のあった変更案の、Aからの区分の問題についてもよく御検討いただいた上で、本案について、適当と認めるということでもよろしいでしょうか。

○委員 すみません、反対です。反対も一票入れてください。

○村田会長 わかりました、じゃあ委員が反対ということで、一応賛成多数ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○村田会長 はい、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの決のとおり、委員会として結論が決まりました。以上で議事は終了いたしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、事務局の方に司会をお返しします。よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、3度にわたり、大変貴重な御意見を賜りありがとうございました。本日御審議いただきました内容を踏まえまして、速やかに学校法人に伝えますとともに、予算執行をいたします。

以上で本審議会の今年度の全ての日程が終了いたしました。皆様方には引き続き、県内私学の振興に御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(46分)